

第27回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年8月14日（水）午前9時30分から10時30分

2 開催場所 光市役所 第5会議室

3 出席委員（22人）

農業委員

1番	埤田	定
2番	熊野	茂公
3番	宮内	昭壽
4番	河村	晴夫
5番	小林	勉
6番	田村	尚利
7番	出穂	真奈美
8番	鬼武	敬子
9番	繁本	武紀
10番	藤本	準一
11番	山本	忠男
12番	田村	耕一（会長）

農地利用最適化推進委員

1番	小田	博
2番	城	俊治
3番	末岡	博
4番	國弘	久男
5番	西村	隆裕
6番	秋山	孝
7番	西岡	正信
8番	弘田	靖
9番	久保田	等
10番	尾崎	敬一

4 欠席委員

農業委員（0人）

農地利用最適化推進委員（0人）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案第1号 農地法第3条許可申請に対する許可決定について

議案第2号 農地法第4条転用許可申請に対する許可決定について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用
集積計画の承認について

報告第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告第2号 非農地証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 橋本 卓也

農地係長 森重 康男

農政振興係長 松原 耕二

議長

みなさんおはようございます。

只今から第27回農業委員会総会を開会します。

本日出席の農業委員は12名、農地利用最適化推進委員は10名で定足数に達しており、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは、本日の議事録署名委員は、9番 繁本 武紀 委員、10番 藤本 準一 委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。

それでは議事に入りたいと思います。事務局から議案について説明をお願いします。

事務局

それでは議案第1号「農地法第3条許可申請に対する許可決定について」です。

今月の申請は、1件でございます。

それでは、ご説明申し上げます。

別紙「位置図」、も議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

申請のあった土地は、上島田地内の三島出張所の南約970mに位置する1筆で、地目は畑、面積が219㎡の自作地です。申請の事由ですが、譲渡人は遠方に居住しており当該農地の維持管理が困難なことから譲受人に贈与を申し出、余力があり農業経営の規模拡大を考えていた譲受人が受諾しこの度申請に至ったものです。

では、農地法第3条第2項、各号の農地の権利移動の制限に関する判断について検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号の「全部効率利用要件」についてですが、農地は、住いから近距離にあり、農機具の確保の状況、農作業に従事する者の状況等から見て、取得後は現在耕作中の農地と合わせて効率的に耕作を行うことを認められると考えます。

続いて第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得であり適用されません。

続いて第3号の「信託要件」についてですが、信託ではないので適用はございません。

続いて第4号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人等は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えます。

続いて第5号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である30アールは満たしており問題ありません。

続いて第6号の「転貸禁止要件」ですが、本件は該当しません。

続いて第7号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものではありませんので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては 國弘委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長

國弘委員、補足説明をお願いします。

推進4番

特にございません。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第1号の番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号番号1は原案のとおり決定いたしました。続いて説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号「農地法第4条転用許可申請に対する許可決定

について」です。今月の申請は1件でございます。

それではご説明申し上げます。

本件は、自身の農地を自己の目的で転用するため、権利の移動、設定等を伴わないので4条による転用申請となります。

申請のあった土地は、大字小周防地内の市役所周防出張所から北北東に約1.1km、に位置する2筆で、地目は畑と田、面積は合わせて73㎡の自作地です。転用の事由ですが、昨年の災害で被害の生じた自宅を建替えるに当たり、現況では建設車両等の進入が困難であること、また、恒久的に自宅敷地内と公道のアクセスを容易にするため、農地の一部を進入路へと転用しようとするものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

許可の要件は4条5条いずれも同じで、立地基準と一般基準がございます。まず、立地基準です。

それでは「農地の区分」です。

当該用地は、過去に農業公共投資もされておらず第1種、3種農地のいずれの要件にも該当しないため第2種農地と判断します。第2種農地は他に代替となる土地がない場合許可されるようになっており、当該申請については進入路の延長拡幅のためであり、まさに、他をもって充てるわけにはいかないものと判断します。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、自宅進入路ということであり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、

該当事項はございません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供するのは申請地のみですから、これにも該当しません。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が進入路であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、鬼武委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長 鬼武委員、補足説明をお願いします。

8 番 特にございません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第 2 号の番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号番号 1 は原案のとおり決定いたしました。続いて説明をお願いします。

事務局 それではつづきまして、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」をご説明します。

光市長から、農用地利用集積計画の決定を求められています。

別紙の農用地利用集積計画書をご覧ください。

令和元年度 5 号です。新規が 6 件、11 筆で面積は 16,345 m²のみで、合計も同じく 6 件、11 筆で 16,345 m²です。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

説明は以上です。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 3 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして報告事項をお願いします。

事務局

それでは報告第 1 号「農地法第 5 条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は、2 件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

続いて報告第 2 号「非農地証明について」です。

証明願の件数は 1 件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

地区担当の委員さんほか 2 名の委員さんと、事務局 1 名による現地調

査の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付しました。

説明は以上でございます。

議長

只今の報告第1号から第3号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(なしの声)

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、御了解いただきたいと存じます。

以上で第27回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、令和元年8月14日開催の第27回光市農業委員会総会の議事録である。

令和元年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____ 印

光市農業委員 _____ 印